

## 複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業のビジネスモデルの公募開始について

神奈川県では、「屋根貸し」太陽光発電事業の戸建住宅への導入を図るため、複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業のビジネスモデルを公募することにしたのでお知らせします。

### 1 複数住宅の「屋根貸し」の必要性

「屋根貸し」太陽光発電事業は、固定価格買取制度（全量買取、買取期間：20年間）を活用するビジネスモデルであり、戸建住宅に導入するためには、複数の住宅の屋根に設置して、発電出力10kW以上を確保する必要があります。

	発電設備の出力	固定価格買取制度（平成26年度）		
		買取方式	買取価格	買取期間
工場等の建物	10kW以上	全量買取	32円/kWh(税抜き)	20年間
戸建住宅	10kW未満	余剰買取	37円/kWh	10年間

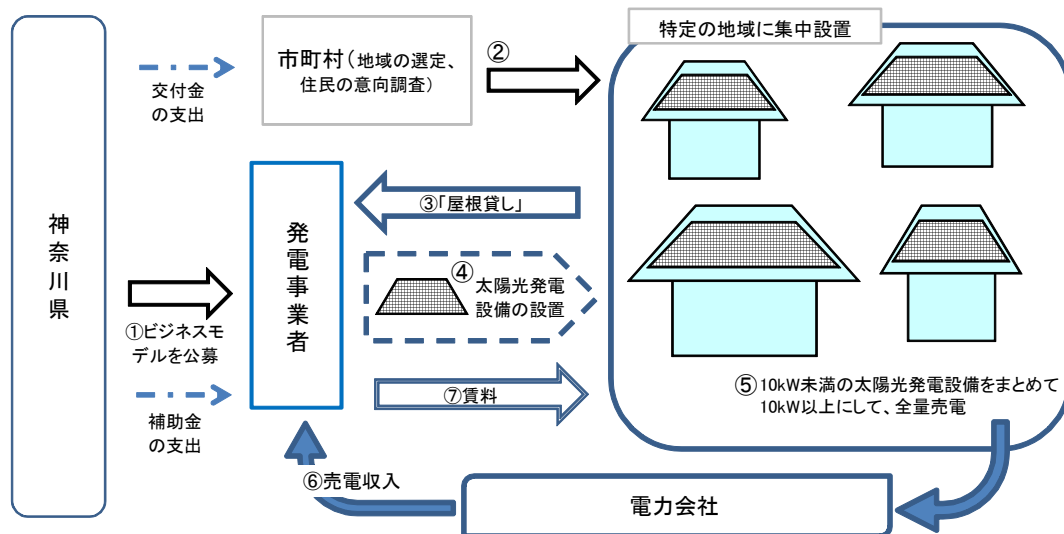
### 2 ビジネスモデルを公募する目的

戸建住宅への導入が進んでいないのは、主に次の理由によるかと考えています。

- 発電事業者にとっては、工場等の「屋根借り」と比較して、屋根の形状等に合わせて複数の小規模の発電設備を設置するため、事業の採算性を確保することが難しい。
- 屋根を貸す県民等にとっては、長期間（20年間）にわたり自宅の屋根を貸すことに抵抗感がある上、使用料も比較的安い。（年額：5,000円程度(150円/m<sup>2</sup>×33m<sup>2</sup>)）

そこで、特定の地域の多くの住宅に集中的に設置するビジネスモデルを公募し、その実施を支援することにより、「コストの削減効果」や「屋根を貸すインセンティブが働く契約条件」を検証し、ビジネスモデルの普及を図ることにしました。

#### 【複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業のスキーム】



<想定されるインセンティブが働く契約条件>

- 屋根を15年間、使用貸借契約により無料で借りて、その後は無償譲渡する。
- 屋根を18年間、賃貸借契約（年額：13,000円程度(売電料の10%)）により借りて、その後は無償譲渡する。

### 3 集中的に設置する地域等

市町村を対象に公募した結果、綾瀬市から応募があった次の地域において、集中的に設置するビジネスモデルを公募します。

- 地域の所在地 綾瀬市早川城山1丁目～5丁目（早川城山住宅地）
- 地域の状況 区画整理事業により宅地が整備され、平成16年から平成25年にかけて住宅が建築された地域（面積：約427,000㎡ 住宅の戸数：1,198戸）
- 設置想定戸数 50戸程度
- 住宅の選定 地域の住民を対象に説明会を開催した後に、「屋根貸し」の意向を調査し、希望者から選定

### 4 補助金の概要

公募して選考したビジネスモデルの実施を支援するため、提案した発電事業者を対象に、補助金を支出します。

- 補助額 : 太陽光発電設備の設置費用の1/3又は太陽光発電設備の出力合計に7万円を乗じた額のいずれか低い額
- 補助限度額 : 1,400万円

### 5 公募するビジネスモデル（事業計画書）の内容

- ・発電事業者の概要（名称、所在地、資本金、従業員数、事業実績等）
  - ・太陽光発電設備の仕様、当初の設置費用、長期の事業収支見込み
  - ・屋根を貸すインセンティブが働く契約条件、契約終了後の発電設備の取扱い
- ※ 公募要領は、地域エネルギー課のHPからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0521/>

### 6 公募・選考スケジュール

- (1) 事業計画書の提出  
平成26年3月27日（木曜日）から4月16日（水曜日）17時まで
- (2) 事業者への説明会
  - ア 日時  
平成26年3月31日（月曜日）13時30分から14時30分まで
  - イ 会場  
神奈川県庁本庁舎大会議場（横浜市中区日本大通り1）  
（事前申込みは必要ありません。直接会場にお越しください。）
- (3) 選考結果公表（予定）  
平成26年5月1日（木曜日）

(問い合わせ先)

神奈川県産業労働局

産業・エネルギー部地域エネルギー課

課長 山田 電話 045-210-4101

グループリーダー 藤本 電話 045-210-4090